

ヤスクニ・レポ 178
作られる戦争 No!
代表 西川重則

1

1999年の国会から精力的に国会傍聴を始めて、今年で15年になる。その意味は、私にとって想像以上に重要な意味を持っているように思われる。衆・参両院の国会議員は722人だが、最近議員になった場合、国会議員であっても十分な学びをしていないことから、私に質問する議員もいるし、公務員であり国会の職員として勤務している人々も、衆院か参院かどちらかに所属していることから両院について精しく知っていないこともあり、私が正確に教えると納得されるといった場合もある。

尊敬に値するリーダーの議員と思われる方から、私に教えて欲しいと言われ、あるテーマについて講演することもあった。私は国会傍聴15年の意味を生かして、より重要な課題について、全国会議員に真剣に考え、学んで欲しいと心から願い、祈りに覚えている事例がある。以下事柄の重要性・緊急性について述べたい。戦争は作られるということだ。

言うまでもなく、戦後の安倍内閣の政治姿勢とも関わりがあるが、より具体的には戦争に道を開く集団的自衛権の重大な問題に深く関わっている。それはただ単に安倍内閣だけに関わっている問題ではなく、歴史的に戦争につながる事例として、1930年代から起こった政府の歴史を改めて学び、今後の課題として、私たち自身の責任も問われていることを強調しておかねばならない。

歴史に関心のある人々ならご存知のことと思われるが、1930年を「暗夜の予兆の年」と言った学者がいるが、まさに1930年の事例が戦争の始まりにつながるなど誰も予想もしなかっただけに、冷静に考えたい。

年表史的に考える習慣のある私にとって、1930年1月21日、ロンドン海軍軍縮会議が始まり、日本も参加しており、4月22日、日本もロンドン海軍軍縮条約に調印したのであるが、その内容の分析の結果問題視される結果となったのである。4月

25日、統帥権干犯問題が起こったことは知られていよう。しかし、戦後の私たちにとって、統帥とは何なのか統帥権とはどんな権利なのかについては、よく知っている人々は少ないのではなからうか。

2

改めて大日本帝国憲法第11条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」の条文を考えてみよう。第1章 天皇の第1条は天皇の統治権、第3条は天皇の「神聖」、第4条は天皇の「元首」について、そして第11条に天皇の「統帥」(統帥権)が強調されているのである。その天皇の「統帥権」が、ロンドンの海軍軍縮会議に参加し、軍縮条約に調印し、結果的に、天皇の統帥権を干犯することになるなど考えもしなかった。むずかしい言葉なので、「統帥」を辞典で説明しよう。

「すべての軍隊を、責任を持って指揮すること」(『新明解国語辞典』、1049頁、参照)と書かれている。天皇はすべての陸海軍に対して指揮する権利を持っているということである。時の政府(浜口雄幸内閣)は平和を重視する内閣であったのであり、海軍の軍縮に賛成したのはむしろ当然であったが、大元帥陛下である天皇固有の権利である陸海軍の統帥権を「干犯」したと見なされ、浜口首相は、11月14日、東京駅で狙撃され重傷となり、翌年4月13日、内閣は総辞職、8月26日、首相はなくなった。その直後の9月18日、侵略・加害の歴史の実質的始まりと言われる「満州事変」が起こったことを改めてよく考えて欲しい。

なおここで重大なことは、「統帥権干犯」という意味を正確に知っておくことである。「干犯」とは、「自分の権限を逸脱して、他の領域まで干渉し犯すこと」(先程の辞典の318頁、参照。事例として「統帥権干犯」が挙げられている)と解説されている。

つまり、いわゆる「統帥権干犯」の出来事は単なる「軍縮会議」の問題でなく、戦争の作為を考えていた当時の天皇の軍隊、それを支持する人々が平和

外交、平和国家を望んでいた内閣を問題視し、事柄を拡大化し、「戦争は作られる」と言われる通り、日本の軍事問題化を策謀したことを報告しておきたい。

3

さて、戦前から敗戦まで、天皇制・国家神道体制下の軍国主義日本にあって、「戦争を作ろう」とする天皇制教育によって、アジアとくに中国などに対して、一般の将兵が「侵略思想」を強いられていた事例があるのは何ら不思議ではなかった。次の通りである。

1991年8月15日、NHKのアナウンサーが、侵略戦争を決定した最高責任者のひとり、元陸軍省軍務課高級課員の石井秋穂氏(当時陸軍中佐)に対し、「なぜ日本は中国撤退をのまなかったのか」と質問した時、しばらく絶句し、やがて、小さい声で、「侵略の思想があったんだよね」と答えた事例である(西川重則著『昭和館』ものがたり』、67頁、参照)。貴重な証言である。戦争責任者の多くの人々が今もなお沈黙しているだけに稀有な事例と言えよう。

2014年6月20日例会奨励「小羊のような二本の角が」ヨハネの黙示録13章11節

星出 卓也牧師(日本長老教会西武柳沢キリスト教会)

11節から第二の獣が登場します。第一の獣とは、様々な点で違う特徴を持っていますが、その目的や役割は全く第一の獣と同じです。

第一の獣が力や権力をもって脅し支配する特徴を持っていることに対して、第二の獣は思想や理念といった文化的に洗練された特質を用います。むしろ「小羊のような」と書かれてあるように、その様相はキリストの僕に似ているのです。しかし「獣」であることは同じです。第二の獣には文化的に洗練された美しさや制度化され、整えられた高度さがありますが、「竜のようにものを言った」とある通りに、この獣もサタンの意思を実行する僕であることには何ら変わりがありません。

しかも今回の不気味な点は、この獣が竜のようにものを言うのにも関わらず、羊に似ているということです。その外見は柔和さや誠実さや、あたかも真理を語る者であるかのように装われているということです。「それには小羊のような二本の角があり、竜のようにものを言った」とある通りです。

ここに示される第二の獣は、神の子供たちを欺く偽預言者を指しています。マタイの福音書7:15で「にせ預言者たちに気をつけなさい。彼らは羊のなりをしてやって来るが、うちは貪欲な狼です。」と警告しています。この第二番目の獣は、光の御使い

侵略・加害の歴史的事例のひとつ「満州事変」(9・18事変。1931・9・18)の勃発について、ずっと隠されていた歴史の真実「かねての計画にしたがって」関東軍が満鉄線路を爆破させ、戦争の切っ掛けとなった責任を中国人の責任にした出来事、その真実が私たちに知らされたのは、敗戦後のことだった(西川重則著『新遊就館』ものがたり』、106-109頁、参照)。

以上のような侵略・加害の事例、戦争に道を開く侵略思想に基づく「作られる戦争」は数多くあり、戦後69年の今、敗戦の日(8・15)を前に、私たちは戦争に道を開く政治権力の現状について真剣に考え、戦争反対、憲法改悪阻止、靖国神社参拝NO!を主張し、戦争は答えでないことを訴えたい。

現代版「統帥権」国家・天皇元首化国家をめざす安倍政権が集团的自衛権の閣議決定を強行し、武力行使を当然視する厳しい政治状況に対して、「平和を実現する人々」の責任課題を述べて、終わりたい(2014・7・15)。

に変装している見分け難さが特徴です。教えによる欺きによって、民衆が神に従っているかのように錯覚させて、その実はサタンを礼拝させるという実に巧妙で高度な方法を用いるのです。

キリストに従う僕を装い、実はサタンを礼拝させるという事例は、歴史の中に多く見られます。教会を惑わすものは、教会の内側から出るのです。「獣を拝んでも信仰において何ら問題ない。これは儀礼の問題、文化の問題であって、偶像礼拝とは無関係な信仰とは別の事柄である」と教え、人々の良心を痛ませずに、偶像礼拝を容認させる教師。世との戦いを教えず、世と同化し、共存できるかのように教える教師もまた偽預言者です。このような教えは、実に高度な神学を装い、麗しい言葉に装われ、説得力を持って人々の心を奪い、影響を与える力があるのでしょうか。しかし確実に神の子供たちの信仰を骨抜きにさせる狡猾なサタン策略に用いられています。それらは決してこの世の哲学や思想からだけではなく、教会の中から、神学と呼ばれるものの中からもやってくるのです。

その内容、その目的の本質をしっかりと見抜くには、私たち自身が神の礼拝の本質に日々与って、福音の恵みを知り、日々悔い改めに生き、狭き門を歩む者でなければなりません。